

**「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」
会 議 資 料**

目 次

1	「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」委員名簿	1
2	「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」設置要綱	2 ～ 3
3	「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」会議開催経過	4 ～ 263

回	開催日	主な審議内容	頁
1	R2.5.25	<ul style="list-style-type: none"> ・活用策検討プロセス ・活用策検討スケジュール ・鳥取市の計画・現状・課題 	4 ～ 13
2	R2.8.3	<ul style="list-style-type: none"> ・提示する市の基本情報 ・求められる機能の市民意向把握 	14 ～ 39
3	R2.12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による跡地活用に関する意見 ・R2年度市民アンケート(R3.2.1～2.19実施)の設問設定 	40 ～ 65
4	R3.3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度市民アンケート結果の整理・分析 ・「求められる機能」の選定 	66 ～ 111
5	R3.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方の整理 ・「求められる機能」の選定 	112 ～ 134
6	R3.5.19	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度市民ワークショップ(R3.6.5・6実施)の進め方 ・R3年度市民ワークショップで示す市の現状や考え方 	135 ～ 167
7	R3.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度市民ワークショップ結果の整理・分析 ・R3年度市民アンケート(R3.7.30～8.16実施)の設問設定 ・比較・評価項目の設定 	168 ～ 184
8	R3.7.15	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度市民アンケートの設問設定及び参考資料の確定 	185 ～ 202
9	R3.8.26	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度市民アンケート結果の整理・分析 ・比較・評価する活用策の選定 ・旧本庁舎等跡地活用に関する提言書の内容確認 	203 ～ 229
10	R3.9.2	<ul style="list-style-type: none"> ・活用策の比較・評価 ・旧本庁舎等跡地活用に関する提言書の内容協議 	230 ～ 245
11	R3.9.29	<ul style="list-style-type: none"> ・旧本庁舎等跡地活用に関する提言書の確定 	246 ～ 263

「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」委員

【順不同・敬称略】

役職	氏名	所属
委員長	柳 年哉	公立鳥取環境大学 経営学部 教授
副委員長	福山 敬	鳥取大学 工学部 教授
	飯野 公央	島根大学 法文学部 准教授
	木田 悟史	公益財団法人日本財団 鳥取事務所 所長
	堤 洋樹	前橋工科大学 工学部 准教授
	湯口 夏史	湯口一文税理士事務所 税理士

「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」(以下「委員会」という。)

(目的)

第2条 委員会は、本市が鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎跡地活用策について一定の方向性を示すために、専門的見地から適切な意見・提言を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員会は、学識経験者から市長が委嘱する者をもって組織する。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

(1) 基本情報の効果的な提供に関すること

(2) 旧本庁舎及び第二庁舎跡地に求められる機能・活用策及びその選定に関すること

(3) その他、目的達成に関すること。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 10 条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第 11 条 委員会の事務局は、鳥取市企画推進部政策企画課が担当する。

(有効期間)

第 12 条 この要綱の有効期間は、第 7 条に定める委員の任期が終了するまでとする。

(補 則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。